

## <改定に向けての議論の流れ>

親会議「大阪府感染症対策審議会」(事務局:感染症企画G)

「大阪府感染症対策審議会 エイズ対策及び医療連携推進部会」

▲ エイズ対策全般の事業評価及び取り組むべき課題の方向性の検討

「エイズ医療委員会」

・医療・診療連携やHIV陽性者の診療の受入等の医療提供体制や医療従事者への啓発等の検討

## <策定根拠>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)

感染症の予防の施策の実施に関する計画⇒大阪府感染症予防計画(感染症法第10条に基づき策定)

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(感染症法第11条に基づき策定)

大阪府エイズ対策基本方針:策定・改定時期①平成8年12月②平成24年10月③平成30年2月

## <位置づけ等>

- 「大阪府感染症予防計画」を補完する方針で平成8年12月に策定(本府のエイズ対策にかかる課題を明確にし、特に政策的な方策をまとめたもの)
- 国の「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」の踏まえ(最新:令和7年11月改正)、本府のHIV・エイズを取り巻く状況の変化と地域の実状に沿って改定する(最新版:第三版) **※改定方針:国の指針の改正内容を踏まえて見直す**

## <施策方針>

- 人権の尊重及び個人情報保護
- 本府の実状に即したHIV「感染予防」及び「まん延防止」
- 医療を提供する体制の確保

## <重点施策>

- 最新の正しい知識の普及啓発及び教育、保健所等における検査・相談体制の充実、HIV陽性者の人権を尊重した良質かつ適切な医療・介護サービスの提供

# 後天性免疫症候群に関する特定感染症予防指針の改正ポイント

## 第一【人権の尊重】偏見・差別の撤廃(重要性の強調のため第六の位置づけから変更)

### (ポイント)

- 感染者等の基本的人権として、偏見・差別なく適切かつ必要な医療・福祉サービスを受けることを確保する。

### (改正内容)

- 多様性に関する国民の理解が、感染者等の予防行動、検査及び医療へのアクセスの改善に寄与すると認識することが重要である旨を記載。
- U=Uを含む最新の正しい知識の習得が十分でないことによって診療やサービスの提供を拒否することは偏見・差別に当たることの記載。

## 第二【原因の究明】実態把握等の継続・強化

### (ポイント)

- 対策の実施に当たって特別な配慮を必要とする人々における実態把握等を継続するとともに、モニタリング体制を強化する。

### (改正内容)

- UNAIDSが提唱しているエイズ対策の鍵となる人々(キーポピュレーション)に基づき、日本における鍵となる個別施策層について記載。
- 医療機関・研究班・NGO等と連携したモニタリングの重要性を記載。

## 第三【発生の予防及びまん延の防止】複合的な対策による予防、検査・相談体制の強化

### (ポイント)

- コンドームの適切な使用、早期診断及び早期治療につながる検査、U=Uの考え方を踏まえた適切な治療等の複合的な対策により感染予防及び感染拡大の抑制を図る。また、曝露前予防(PrEP)を使用できるよう、研究を推進し、効果的な導入方法について検討していくことが必要。

### (改正内容)

- U=Uの理解を深め、一人一人が感染状態を知ることで、早期受診・治療継続につながり新規感染が抑制される旨を記載。
- PrEPは適切に使用すれば予防効果が高く、感染予防に有用な手段の一つである旨を記載。
- 早期診断につなげるため、保健等は、利便性の高い検査・相談の一つの方法として、外部委託や郵送検査等の活用を検討することを記載。
- 普及啓発及び教育においては、最新の正しい情報・知識を提供し、行動変容を促す要素を取り入れることを記載。

## 第四【医療の提供】長期療養を見据えた医療体制の整備

### (ポイント)

- 長期的な療養を要する患者の増加を踏まえ、HIV感染症の診療について、より地域に根差した環境で提供できる体制を構築する。

### (改正内容)

- 地域の医療機関の機能分担による診療連携の充実を図り、包括的な体制を整備することを記載

# 大阪府エイズ対策基本方針(第三版)に沿った取組及び現在の課題

## <現行版に基づき実施してき具体的な取組>

### 1. 府の実状に即したHIV感染の予防 及び まん延防止のための施策

- ① HIV検査普及週間・世界エイズデー等を活用して的一般府民に対する啓発資材(作製・更新)やデジタルサイネージ等のメディアを活用した広報活動
- ② エイズ予防週間実行委員会による啓発動画作製・SNS広告配信・キャンペーンの実施
- ③ NGOとの連携による個別施策層に対する啓発資材の配付・講習会・検査の実施
- ④ NGOとの連携による個別施策層向けサイト・SNS配信等を活用した検査のPR
- ⑤ 保健所・学校の職員に対するHIV/エイズ、性の多様性等に係る研修会の開催
- ⑥ 保健所における教育機関・介護福祉機関・医療機関・行政機関への啓発資材の配付・HIV/エイズに係る情報発信
- ⑦ 府庁関係部局との連携による介護福祉機関・企業への講義の実施
- ⑧ 外国人向け啓発資材の作製、外国人電話相談、外国人HIV陽性者への通訳者派遣
- ⑨ 一般府民へのエイズ発生動向調査等の結果の分析に関する情報の公開

### 2. 医療提供体制の確保のための施策

- ① 府医師会への委託・歯科医師会等との連携による医療従事者向け研修会の開催
- ② 府医師会への委託による府医師会と各拠点病院との連絡会議の開催
- ③ 地方ブロック拠点病院・府内自治体との連絡会議によるHIV陽性者に対する医療・介護体制の検討
- ④ 各拠点病院による一般医療機関における針刺し事故時の感染防止体制の整備

### 3. 施策目標の設定および施策の評価

### 4. その他エイズ対策の推進に係る重要施策

- ① 介護福祉関係者・医療従事者に対するHIV陽性者への理解促進のための研修会の開催

## <本府の課題>

- 府保健所の受検者数が減少しつつある中、外部委託・郵送検査によるHIV等検査事業体制の充実化
- 外国人対応として、受検しやすい体制づくり、効果的な受検勧奨、知識の普及啓発、HIV陽性者への医療通訳者の確保
- 「新規HIV感染者数」「いきなりエイズ率」を下げるための個別施策層及び一般府民(若年層)への啓発・教育の推進
- 在宅医療を含む身近な地域における診療(腎透析、精神、歯科診療等)場所の確保・拡充
- 保健所等における介護・福祉関係者に対する普及啓発の強化

# 大阪府エイズ対策基本方針(第四版 案)

## <国の指針の改正に沿った本府基本方針の改定ポイント(案)>

### I. 人権の尊重及び個人情報の保護(単独で項目として挙げる)

- ① HIV陽性者に対する適切かつ必要な医療・福祉サービスの確保、多様性・U=U等の府民の理解促進による偏見・差別の解消

### 2. 府の実状に即したHIV感染の予防 及び まん延防止のための施策

- ① 新規感染者数を抑制するために、U=Uの理解促進による早期受検・受診を図る
- ② 感染予防対策の一つとして、PrEPについて
- ③ 早期受診・診断につなげるために、利便性の高い検査(郵送検査、外部委託)の実施・充実化を図る
- ④ 検査・相談時の外国人(多言語)対応の充実化について
- ⑤ 教育庁や大学との連携強化により、生徒・学生へ、行動変容を促す要素も含めた正しい情報・知識の提供を図ることや、保健所等が教職員による教育に積極的に関わる必要性
- ⑥ 府施策のキーポピュレーション(個別施策層)の実態把握及び施策への反映
- ⑦ 国のケアカスケードに関する数値の把握、UNAIDSの目標の達成に寄与する

### 3. 医療提供体制の確保のための施策

- ① 地域の医療機関で、HIV感染症の診療や合併症の治療・ケアを受けらる体制の整備
- ② 医療・介護従事者に対して人権の側面からも正しい知識を普及し、サービスの受入促進を図る

### 4. 施策目標の設定および施策の評価

- ① 「いきなりエイズ率」の評価及び早期発見のための施策の評価
- ② 施策の評価におけるHIV陽性者(当事者)の関与

## <本府の課題・基本方針の改定ポイント(案)に沿った今後の方針性>

- 府内NGO等の連携による外部委託検査(3種類)や郵送検査の仕組・広報についての再検討、検査時のPrEPの情報提供方法の検討
- 府内NGO等との連携による、検査時や普及啓発に使用できる多言語版資材、外国人陽性判明後の初診時等の医療通訳者派遣体制に関する検討
- 府保健所・府内NGO・教育庁等との連携による、個別施策層・若年層に対してのより効果的な検査案内・教育に関する検討
- 様々な会議や連絡調整等の機会等を活用しての、府医師会や大阪透析医会、府歯科医師会、府内のHIV陽性者診療機関とHIV陽性者支援に関する検討
- 府保健所・関係他部局・各拠点病院との連携強化による、HIV陽性者に対する個別支援・地域支援(関係機関への研修会・情報提供(U=Uも含む)等)に関する検討

# 国の予防指針の改正ポイントと、大阪府の基本方針の改定ポイントの整合性

◆「新」のオレンジ色の項目(下線の項目は除く):国が都道府県も主体であることを記載している項目

<国>

<府>

| 新  | 旧  | 追加した事項  |
|--|--|---|
| 前文   | 前文   | <ul style="list-style-type: none"> <li>•U=U</li> <li>・人権の尊重</li> <li>・キーポピュレーション</li> <li>・個別施策層</li> <li>・HIV終息に向けた目標</li> </ul> |
| 第一 人権の尊重<br>一 基本的な考え方<br>二 偏見や差別の撤廃への努力  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・偏見、差別</li> <li>・LGBT理解増進法を踏まえた変更</li> </ul>   |
| 第二 原因の究明<br>一 基本的な考え方<br>二 エイズ発生動向調査の強化<br>三 國際的な発生動向の把握<br>四 エイズ発生動向調査等の結果等の公開及び提供  | 第一 原因の究明<br>一 基本的な考え方<br>二 エイズ発生動向調査の強化<br>三 國際的な発生動向の把握<br>四 エイズ発生動向調査等の結果等の公開及び提供  |   |
| 第三 発生の予防及びまん延の防止<br>一 基本的な考え方<br>二 普及啓発及び教育<br>三 検査・相談体制   | 第二 発生の予防及びまん延の防止<br>一 基本的な考え方<br>二 普及啓発及び教育<br>三 検査・相談体制   | <ul style="list-style-type: none"> <li>•U=U</li> <li>・PrEP</li> <li>・郵送検査</li> </ul>  |
| 第四 医療の提供<br>一 基本的な考え方<br>二 医療機関でのHIV検査<br>三 総合的な医療体制の確保<br>四 医薬品の円滑な供給確保<br>五 外国人に対する保健医療サービスの提供<br>六 十分な説明と同意に基づく医療の推進<br>七 人材の育成及び活用 | 第三 医療の提供<br>一 基本的な考え方<br>二 医療機関でのHIV検査<br>三 総合的な医療体制の確保<br>四 医薬品の円滑な供給確保<br>五 外国人に対する保健医療サービスの提供<br>六 十分な説明と同意に基づく医療の推進<br>七 人材の育成及び活用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>•U=U</li> <li>・PrEP</li> <li>・偏見・差別なく適切かつ必要な医療を受けられること</li> </ul>                          |
| 第五 研究啓発の推進<br>一 基本的な考え方<br>二 医薬品等の研究啓発<br>三 研究結果の評価及び公開  | 第四 研究啓発の推進<br>一 基本的な考え方<br>二 医薬品等の研究啓発<br>三 研究結果の評価及び公開  |   |
| 第六 國際的な連携<br>一 基本的な考え方<br>二 國際的な感染拡大の抑制への貢献<br>三 国内施策のためのアジア諸国等との協力  | 第五 國際的な連携<br>一 基本的な考え方<br>二 國際的な感染拡大の抑制への貢献<br>三 国内施策のためのアジア諸国等との協力  |   |
| 第七 施策の評価及び関係機関との連携<br>一 基本的な考え方<br>二 具体的な評価<br>三 医療機関との連携  | 第六 人権の尊重<br>一 基本的な考え方<br>二 偏見や差別の撤廃への努力  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一の位置づけへ</li> </ul>   |
|  | 第七 施策の評価及び関係機関との連携<br>一 基本的な考え方<br>二 具体的な評価<br>三 医療機関との連携  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・HIV流行終息に向けた目標</li> <li>・モニタリング</li> <li>・GIPA(当事者であるHIV陽性者により積極的な関与)</li> </ul>           |

| 国  | 新   | 旧  | 追加した事項   |
|----|---|--|--|
|    | 前文  | 前文   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点施策としての偏見・差別の撤廃</li> <li>・医療・介護のニーズの上昇</li> </ul> |
|    | I 大阪府のHIV/エイズを取り巻く状況<br>I.大阪府のHIV感染者・エイズ患者の状況<br>II.HIV・エイズの早期発見・まん延防止<br>III.医療提供体制<br>2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策    | I 大阪府のHIV/エイズを取り巻く状況<br>I.大阪府のHIV感染者・エイズ患者の状況<br>II.HIV・エイズの早期発見・まん延防止<br>III.医療提供体制<br>2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策         |  |
| 第一 | I.人権の尊重及び個人情報の保護  |  |  |
| 第二 | II.府の実情に即したHIV感染の予防及びまん延防止のための施策<br>1.正しい知識の普及啓発及び教育<br>2.検査・相談体制の充実<br>3.発生動向調査による府内の状況の把握並びに調査研究の推進                 | I.府の実情に即したHIV感染の予防及びまん延防止のための施策<br>1.正しい知識の普及啓発及び教育<br>2.検査・相談体制の充実<br>3.発生動向調査による府内の状況の把握並びに調査研究の推進                       |  |
| 第三 | III.医療を提供する体制の確保のための施策<br>1.総合的なエイズ医療体制の確保と診療の質の向上<br>2.連携の今強化による良質かつ適切適切な医療・福祉提供体制の充実<br>3.良質かつ適切な医療の提供のための人材の育成及び活用 | II.医療を提供する体制の確保のための施策<br>1.総合的なエイズ医療体制の確保と診療の質の向上<br>2.連携の今強化による良質かつ適切適切な医療・福祉提供体制の充実<br>3.良質かつ適切な医療の提供のための人材の育成及び活用       |  |
| 第四 | IV. 施策目標の設定・施策の評価及び関係機関との連携<br>1.基本方針の策定<br>2.評価及び推進体制の確率<br>3.関係機関及び関係団体との連携   | III. 施策目標の設定・施策の評価及び関係機関との連携<br>1.評価及び推進体制の確率<br>2.大阪府エイズ対策基本方針の改定   |  |
| 第七 | V. 大阪府におけるHIV感染症・エイズの発生状況<br>3 大阪府が取り組むHIV・エイズに関する具体的な事業例   | IV.その他エイズ対策の推進に係る重要施策<br>1.人権の尊重及び個人情報の保護<br>2.関係機関及び関係団体との連携<br>V. 大阪府におけるHIV感染症・エイズの発生状況<br>3 大阪府が取り組むHIV・エイズに関する具体的な事業例 |  |
|    | 資料 用語解説   | 資料 用語解説  |  |

◆赤字:国が組入れた項目(前文~第7)と同項目に追加した内容

青字:国が組入れた項目と別項目に追加した内容

黒字:国が「追加した事項」以外に予防指針の本文へ追加した内容のうち組入れた内容

大阪府エイズ対策基本方針:国の改正点(令和7年11月全部改正)に沿って追記した箇所

| ※水色マーク部分・国の予防指針の改正ポイントとして記載されていた項目の内容 |                      |                             |   | 大阪府エイズ対策基本方針(改定案)において追記した箇所   |
|---------------------------------------|----------------------|-----------------------------|---|---|
| 項目番号                                  | 実施主体                 | 国の予防指針の改正ポイントの項目            | 国が追記した内容  |   |
| <b>前文</b>                             |                      |                             |   |   |
| 1                                     |                      | U=U                         | 治療によりウイルス量が一定基準未満に抑え続けられていれば、性行為により他者に感染することはないとされる。(以下「U=U」という。)これは、一人一人が自己的感染状態を知り、早期に医療機関にかかり、適切な治療を継続することで、新規感染を抑えれることを意味する。したがって、コンドームの適切な使用、早期診断及び早期治療につながる検査、U=Uの考え方を踏まえた適切な治療等の複合的な対策により、感染予防及び感染拡大の抑制を図ることが重要である。  | 2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策<br>I.人権の尊重及び個人情報の保護<br>P4「大阪府が推進する具体的な事例」<br><br>2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策<br>II.府の実情に即したHIV感染の予防及びまん延防止のための施策<br>1.正しい知識の普及啓発及び教育<br>P5((1)(4))<br><br>III.医療を提供する体制の確保のための施策<br>2.連携の強化による良質かつ適切な医療・福祉提供体制の充実<br>P9(12) |
| 2                                     |                      | キーポビュレーション                  | 国連合同エイズ計画(英語省略。以下、「UNAIDS」という。)は、HIV感染症・エイズに対して脆弱である人々として、男性間での性的接觸を行う者(英語省略。以下「MSM」という。)、セックスワーカー、注射薬物使用者などを挙げており、エイズ施策の鍵となる人々(キーポビュレーション)と呼んでいる。国内においても、こうした方々におけるHIV感染症に係る実態を把握するための研究の継続が重要である。   | 2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策<br>II.府の実情に即したHIV感染の予防及びまん延防止のための施策<br>P4(基本的な考え方:上から7~8行目)<br><br>2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策<br>II.府の実情に即したHIV感染の予防及びまん延防止のための施策<br>3.発生動向調査等による府内の状況把握並びに調査研究の推進<br>P7((1)3段落目)  |
| 3                                     |                      | 個別施策層                       | 我が国では、MSM、性風俗産業の従事者及び医療目的以外で薬物を使用することがある者をHIV施策の実施において特別な配慮を必要とする個別施策層として位置付けている。日本の新規感染者等は、MSMが感染者等の大半を占めており、特に重点的な配慮が必要である。   | 1 大阪府のHIV・エイズを取り巻く状況<br>II.HIV・エイズの早期発見・まん延防止<br>P2(3つ目の○)<br><br>2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策<br>II.府の実情に即したHIV感染の予防及びまん延防止のための施策<br>1.正しい知識の普及啓発及び教育<br>P5(2)   |
| 4                                     |                      | 人権の尊重                       | 医療や福祉の現場においては、偏見・差別なく適かつ必要な医療・福祉サービスを受けることが確保されなければならない。また、感染者等や個別施策層に対する偏見・差別は、エイズ対策を阻害する要因となり得るため、偏見・差別の撤廃へ向けた努力が必要である。社会に対してHIV感染症・エイズに関する最新の正しい知識を普及することで、国民が感染者等への理解を深め、偏見・差別の撤廃につなげること、自らの健康問題として意識し行動を変えていくこと(以下「行動変容」という。)が重要である。   | 改定にあたって:下から3~9行   |
| 5                                     |                      | 青少年への教育                     | 青少年に対しては、性に関する適切な自己の意思決定及び行動選択に係る能力が形成過程にあることから、心身の健康を育むための教育等の中で、性に関する重要な事柄の一つとして、HIVに関する知識の普及啓発を行うことが特に重要である。   | 1 大阪府のHIV・エイズを取り巻く状況<br>II.HIV・エイズの早期発見・まん延防止<br>P2(3つ目の○)  |
| 6                                     |                      | GIPA                        | 感染者等がエイズ施策に主体的に関与していくこと(英語省略。以下「GIPA」という。)も重要である。   | IV. 施策の目標設定・評価及び関係機関との連携<br>1. 基本方針の策定<br>P11(10行目)   |
| 7                                     |                      | HIV終息に向けた目標                 | UNAIDSに掲げている「偏見・差別、新規感染者、エイズ関連死をなくす」ことを念頭に、我が国においても具体的な目標値を設定する必要がある。その端緒として、2030年までのHIV流行終息に向けたUNAIDSの国際的な目標を受けて、第一に感染者等が検査によりその感染を自覚し、第二に敵対的治療を受け、第三に感染者に感染しない状態にまでウイルス量を低下させるという一連のプロセス(以下、「ケアアクセスード」という。)においていずれも95%以上を達成するという目標(以下、「95-95-95目標」という。)の将来的な達成を目指す。そのため、国内におけるケアアクセスードに関する数値を適切に把握するよう努める。              | 2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策<br>II.府の実情に即したHIV感染の予防及びまん延防止のための施策<br>3.発生動向調査等による府内の状況把握並びに調査研究の推進<br>P7(3)  |
| <b>第一 人権の尊重</b>                       |                      |                             |   |   |
| <b>一 基本的な考え方</b>                      |                      |                             |   |   |
| 8                                     |                      | LGBT理解増進法を踏まえた変更            | 感染者に対しては、現在でも、科学的に根拠のない情報や誤解、最新の科学的知見に基づく正しい知識の習得が十分でないことにによる偏見・差別が存在している。また、例えば個人がもつ様々な性質、特徴、背景等に対して、周囲から否定的な捉え方をされてしまうこと等により生じる個別施策層に対する偏見・差別は、エイズ対策を阻害する要因となり得る。   |   |
| 9                                     | 国<br>都道府県等           | ①偏見・差別<br>②LGBT理解増進法を踏まえた変更 | 感染者等が医療・福祉のみならず就学・就労に際し不利益を被ることがないよう、医療機関、社会福祉施設、教育現場及び職場における偏見・差別の発生を未然に防止するための十分な教育・啓発を行うことが必要である。HIV感染症・エイズに対する最新の正しい知識の習得等による偏見・差別の撤廃とともに、多様性に関する国民の理解が、感染者等の予防行動、検査及び医療へのアクセスの改善に寄与することについても認識することが重要である。  | 2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策<br>I.人権の尊重及び個人情報の保護<br>P4(上から1~5行目の間)  |
| <b>二 偏見・差別の撤廃への努力</b>                 |                      |                             |   |   |
| <b>第二 原因の究明</b>                       |                      |                             |   |   |
| <b>一 基本的な考え方</b>                      |                      |                             |   |   |
| <b>二 エイズ発生動向調査の強化</b>                 |                      |                             |   |   |
| <b>三 國際的な発生動向の把握</b>                  |                      |                             |   |   |
| <b>四 エイズ発生動向調査等の結果等の公開及び提供</b>        |                      |                             |   |   |
| 10                                    | 国<br>都道府県等           |                             | 国及び都道府県等は、収集されたエイズ発生動向調査等の結果やその分析に関する情報を、多様な媒体を通じて、広く公開及び提供を行っていくことが重要である。  |   |
| <b>第三 発生の予防及びまん延の防止</b>               |                      |                             |   |   |
| <b>一 基本的な考え方</b>                      |                      |                             |   |   |
| 11                                    | 国<br>都道府県等           | U=U                         | 国及び都道府県等は、現在における最大の感染経路が性行為であること、性感染症のり患とHIV感染症・エイズとの関係が緊密であることを踏まえ、①性感染症に関する特定感染症予防指針(平成12年厚生省告示第15号)に基づき行われる施策とHIV感染症・エイズ対策を連携させた施策、②コンドームの適切な使用を含めた正しい感染予防の知識の普及啓発、③地域や利用者の実情に即した検査・相談体制の充実、④HIV感染症の予防並びに⑤性行為以外に日常生活において、他者に察知することは通常ないこと及びU=Uについての普及啓発を中心とした予防対策を重点的かつ計画的に進めていくことが、HIV感染症・エイズの発生の予防及びまん延の防止のために重要である。 | 2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策<br>II.府の実情に即したHIV感染の予防及びまん延防止のための施策<br>1.正しい知識の普及啓発及び教育<br>P5((1)(4))  |
| 12                                    | 国<br>都道府県等           | 行動変容                        | 普及啓発及び教育は、近年の発生動向を踏まえ、対象者の実情に応じて最新の正しい情報及び知識を、分かりやすい内容と効果的な媒体により提供し、行動変容を促すような要素を取り入れることで、一人一人の行動がHIVに感染するする危険性の低いもの又は無いものに変化することを促進する必要がある。  | 2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策<br>II.府の実情に即したHIV感染の予防及びまん延防止のための施策<br>1.正しい知識の普及啓発及び教育<br>P5((1)上から3~5行目/(2)3行目)  |
| 13                                    | 国<br>都道府県等           | PrEP                        | HIV感染症に対する(英語省略。以下「PrEP」という。)は、HIV感染予防に有用な手段の一つであり、国内でも対象者が予防投与の薬事承認を受けたものの、定期的なHIV検査やその他の性感染症の検査等、服薬者の健康状態の観察が重要であり、国は対象者が適切にPrEPを使用できるよう、医療機関と連携しながら研究を推進し、その成果等を踏まえて効果的な導入方法検討していく必要がある。   |   |
| <b>二 普及啓発及び教育</b>                     |                      |                             |   |   |
| <b>1 教育機関等での普及啓発</b>                  |                      |                             |   |   |
| 14                                    | 知識及び経験を有する医療機関及び保健所等 | 学校現場での教育                    | 知識及び経験を有する医療機関及び保健所等の従事者は、普及啓発に携わる者に対する教育及び学校現場での教育に積極的に協力する必要がある。  | 2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策<br>II.府の実情に即したHIV感染の予防及びまん延防止のための施策<br>1.正しい知識の普及啓発及び教育<br>P5((1)下から1~2行目)   |
| <b>2 個別施策層に対する普及啓発</b>                |                      |                             |   |   |
| 15                                    | 国<br>都道府県等           | 個別施策層                       | 感染者等の大半を占めるMSMに向けた取組については、当事者及びNGO等と連携して、効果的な普及啓発を継続する必要がある。また、性風俗産業の従事者王帶医療目的以外で薬物を使用することがある者といった個別施策層に対しても、普及啓発を促進することが必要である。   |   |
| <b>3 医療従事者等に対する教育</b>                 |                      |                             |   |   |
| 16                                    | 医療従事者<br>介護従事者       | 偏見・差別                       | 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者や介護従事者は、普遍的な感染対策である標準感染予防対策により、全ての医療機器、介護施設等で、感染者等に対しての診療やサービスを提供することが可能である。HIV感染症・エイズに関する最新の正しい知識の習得が十分ではないこと等により、診療やサービスの提供等を拒否すること、消極的になること等についても偏見・差別にあたることを認識する必要がある。  |   |

## 4 関係機関との連携の強化

## 三 検査・相談体制

## 1 保健所等における検査・相談体制

|    |                    |       |  |  |
|----|--------------------|-------|--|--|
| 17 | 国<br>都道府県等<br>保健所等 | 個別施策層 | 保健所における検査・相談業務について、受検者の利便性を考慮し、夜間・休日等の時間帯に配慮した検査や迅速検査を実施することや、受検者のニーズに応じた検査・相談への対応を維持するため、検査の利用機会の拡大に向けた取組を促進していくことが重要である。また、保健所等は、必要に応じてNGO等及び医療機関と連携し、個人情報の保護に配慮しつつ、個別施策層を含む国民に広く検査・相談の機会を提供することが重要である。<br>HIV感染症は性的な接触により感染するおそれのある感染症であることから、感染経路を同じくする他の性感染症との同時検査を提供する取組を促進することが重要である。 | 2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策<br>II.府の実情に即したHIV感染の予防及びまん延防止のための施策<br>2.検査・相談体制の充実<br>P6(上から1~6行目) |
|----|--------------------|-------|--|--|

## 2 個別施策層に対する検査・相談体制

|    |      |     |  |   |
|----|------|-----|--|---|
| 18 | 保健所等 | 外国人 | 外国人が、検査・相談を利用する場合でも、言語障壁、文化的障壁等により、検査・相談の機会提供に使用が生じることがないよう、地域の実情を踏まえ、必要時応じて、NGO等と協力し、通訳等の確保による多言語での対応の充実が必要である。 | 2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策<br>II.府の実情に即したHIV感染の予防及びまん延防止のための施策<br>1.正しい知識の普及啓発及び教育<br>P5((1)(5))<br><br>2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策<br>P8(大阪府が推進する具体的な事業例) |
|----|------|-----|--|---|

## 3 検査の利便性の向上

|    |      |        |   |   |
|----|------|--------|---|---|
| 19 | 国    | 検査の利便性 | 検査の利用機会の拡大に資するため、利便性をより高めるような新たな検査機会や手法の可能性を検討していくことが重要である。   | 1 大阪府のHIV・エイズを取り巻く状況の II HIV・エイズの早期発見・まん延防止<br>P2<br><br>2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策<br>II.府の実情に即したHIV感染の予防及びまん延防止のための施策<br>2.検査・相談体制の充実<br>P6(上から3~4行目) |
| 20 | 保健所等 | 郵送検査   | 夜間・休日等の時間帯に配慮した検査や迅速検査に加えて、利便性の高い検査・相談の一つの方法として、利便性の高い検査・相談の一つの方法として、外部委託や郵送検査等の活用を検討する。なお、実施には郵送検査等の検査精度の管理が適正に実施されること、検査に関する相談体制が確保されること、更なる検査が必要とされた者を医療機関等への受診に確実につなげることが重要である。 | 1 大阪府のHIV・エイズを取り巻く状況の II HIV・エイズの早期発見・まん延防止<br>P2<br><br>2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策<br>II.府の実情に即したHIV感染の予防及びまん延防止のための施策<br>2.検査・相談体制の充実<br>P6(上から3~4行目) |

## 第四 医療の提供

## 一 基本的な考え方

|    |            |                         |   |  |
|----|------------|-------------------------|---|--|
| 21 | 国<br>都道府県等 | 一般診療の中でのHIV陽性者に対する医療の提供 | 抗HIV療法の進歩による予後の改善に伴う感染者等の増加及び高齢化に対応するため、地域の実情に応じて、中核拠点病院、エイズ治療拠点病院と地域の医療機関の機能分担による診療連携の充実を図り、一般的な診療の中でも感染者等に対して適切な医療を提供する包括的な体制を整えることが重要である。また、都道府県は、医療計画や予防計画を活用しながら、総合的な医療提供体制の整備を重点的かつ計画的に進めるとともに、感染者等が主体の良質かつ適切な医療が居住地で安心して受けられるような基礎づくりを進めることが重要である。 |  |
|----|------------|-------------------------|---|--|

## 二 医療機関でのHIV検査

## 三 総合的な医療体制の確保

- 1 治療の早期導入と継続
- 2 地域での包括的な医療体制の確保

|    |            |                           |   |  |
|----|------------|---------------------------|---|--|
| 22 | 国<br>都道府県等 | 一般診療の中でのHIV感染症の診療の提供      | 地域の医療機関における一般の診療の中でHIV感染症の診療を提供することが重要である。  | III.医療を提供する体制の確保のための施策<br>1.総合的なエイズ医療体制の確保と診療の質の向上<br>P9(3段落目)       |
| 23 | 国<br>都道府県等 | 医療機関・介護施設等でのHIV陽性者の受け入れ促進 | 地域の保健医療サービス及び介護・福祉サービス従事者に対して、HIV感染者・エイズ患者に対して、HIV感染症・エイズに関する最新の正しい知識や感染者等に適用できる医療費等に関する各種制度への理解を深めための取組を推進し、医療機関・介護施設等での受け入れを促していくことが重要である。  | 2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策<br>I.人権の尊重及び個人情報の保護<br>P4「大阪府が推進する具体的な事例」 |
| 24 | 都道府県等      | 偏見・差別                     | 医療・福祉の現場においては、HIVに感染しているという理由だけで、医療従事者や介護従事者等が診療、サービスの提供等を拒否することや、消極的になること等はあってはならず、感染者等の基本的人権として、偏見・差別なく適切かつ必要な医療・福祉サービスを受けることが確保されなければならない。 |  |
| 25 | 都道府県等      | 血液曝露後の対応                  | 地域の医療従事者が安心して診療にあたるために、HIV曝露時の対応マニュアルや曝露後予防薬の配置を整備することが引き続き重要である。   |  |

## 3 診療科連携の強化

|    |            |             |  |  |
|----|------------|-------------|--|--|
| 26 | 国<br>都道府県等 | 総合的な治療・ケア体制 | 結核、悪性腫瘍等の合併症や肝炎等の併発症、療養の長期化や高齢化に伴い生じ得る他の疾病的管理を含め、総合的に診療を行っていくことが重要である。このことから、感染者等が総合的な治療やケアを受けることができるよう療養環境の整備を引き続き強化すべきである。 |  |
|----|------------|-------------|--|--|

## 4 長期療養・在宅療養支援体制等の整備

## 四 医薬品の円滑な供給確保

## 五 外国人に対する保健医療サービスの提供

## 六 十分な説明と同意に基づく医療の推進

|    |       |     |   |  |
|----|-------|-----|---|--|
| 27 | 医療従事者 | U=U | 感染者等が置かれている状況を社会的な背景も含めて深く理解したうえで、良質かつ適切な医療についての十分な説明を行い、当該感染者等の理解を得られるよう努めることが不可欠である。具体的には、医療を提供するに当たり、U=Uを含むHIV感染症・エイズに関する最新の正しい知識や適切な服薬等に関する説明を行い、感染者等の理解が得られるよう永続的に努めることが重要である。 |  |
|----|-------|-----|---|--|

## 第5 研究開発の推進

## 一 基本的な考え方

## 二 医薬品等の研究開発

|    |                   |      |  |  |
|----|-------------------|------|--|--|
| 28 | 国<br>国立健康危機管理研究機構 | PrEP | PrEPが有用であり、国内でも対象薬が予投与の薬事承認を受けた。したがって、我が国においても対象者が適切にPrEPを使用できるよう、引き続き関係機関と連携しながら研究を推進し、その成果等を踏まえて効果的な導入方法について検討していく必要がある。 |  |
|----|-------------------|------|--|--|

## 第6 国際的な連携

## 一 基本的な考え方

## 二 國際的な感染拡大の抑制への貢献

## 三 国内施策のための諸外国等との協力

## 第7 施策の評価及び関係機関との連携

## 一 基本的な考え方

|    |   |             |   |  |
|----|---|-------------|---|--|
| 29 | 国 | HIV終息に向けた目標 | エイズ対策を総合的に推進とともに、我が国は、「偏見・差別、新規感染者、エイズ関連死をなくす」ことを念頭に、具体的な目標値を設定する必要がある。その端緒として、2030年までのHIV流行終息に向けたUNAIDSの国際的な目標を受けて、ケアスケードの95-95-95目標の将来的な達成を目指す。特に我が国においては、現在エイズを発症した状態でHIVの感染が判明した者は、いまだに新規に感染が判明した感染者等の約3割を占めているため、その改善に向けて、各種施策に取り組む。 | 2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策<br>II.府の実情に即したHIV感染の予防及びまん延防止のための施策<br>3.発生動向調査等による府内の状況把握並びに調査研究の推進<br>P7(3) |
| 30 | 国 | モニタリング      | 継続的に研究班等から疫学情報及び統計情報の収集、エイズ施策に対するモニタリングを行うことで、本指針の改正に資する評価が可能になるよう努める必要がある。   |  |

## 二 具体的な評価

|    |   |                |  |  |
|----|---|----------------|--|--|
| 31 | 国 | モニタリング<br>GIPA | 国や都道府県等が実施するエイズ施策について、モニタリングを行い、評価等を行う必要がある。評価においては、都道府県等、医療関係者、NGO等の関係者の間等に加え、GIPAが重要である。また、結果を定期的に情報提供するとともに、関係者間の意見交換を踏まえた改善策を検討し、提案していくことが必要である。 |  |
|----|---|----------------|--|--|

## 三 関係機関との連携

|    |       |       |   |  |
|----|-------|-------|---|--|
| 32 | 厚生労働省 | 連携の推進 | 関係省庁間連絡会議の場等を活用し、関係省庁及び地方公共団体が講じている施策の実施状況等について定期的に報告、調整等を行うこと等により、総合的なエイズ対策を実施するべく、関係省庁及び地方公共団体の連携をより一層進める必要がある。 |  |
|----|-------|-------|---|--|

# 大阪府エイズ対策基本方針

## (第四版)

2026年3月

大 阪 府 健 康 医 療 部  
保健医療室医療・感染症対策課

## 改定にあたって

|                               |
|-------------------------------|
| <国の改正ポイントに沿った主な追記部分等>         |
| 黄色マーカー(下線):今回、追記した文面          |
| 水色マーカー:既に、基本方針に記載していた文面       |
| <国の予防指針に既に記載されていた内容で追記した主な文面> |
| 波線                            |
| <今回、府独自で追記した主な文面>             |
| 緑色のマーカー                       |

2025年現在、米国で世界最初の後天性免疫不全症候群(以下「エイズ」という。)症例が1981年に報告されてから44年が経過した。2025年版のUNAIDS「ファクトシート2025年」によると、2024年の世界のエイズの状況は、4,080万人がHIVとともに生きているとされ(2015年と比べ11%の増加)、HIV新規感染者数は130万人(2015年と比べ38%の減少)となっている。

我が国におけるエイズ発生動向については、2016年以降、HIV感染者やエイズ患者の新規報告数が減少傾向であったが、2023年には増加に転じ、2024年の新規HIV感染者報告数は662件、新規エイズ患者の報告数は332件となった。また、新規HIV感染者及びエイズ患者報告数に占めるエイズ患者報告数の割合については、これまで同様、約3割で推移しているが、2024年は、33.4%となり、この20年間で最も高かった。年齢別でみると、新規HIV感染者は、20から30代が多く、新規エイズ患者は30から40代に多かった。感染経路別では、性的接触によるものが、新規HIV感染者では約8割、エイズ患者については約7割を占めており、特に、男性同性間の性的接触によるもののが多かった。

かつてエイズを発症すれば致死性の疾患といわれたHIV感染症は、1996年以降、多剤併用療法(HAART)により劇的に予後が改善され、「不治の特別な病」から「コントロール可能な慢性疾患」へと変化した。HIV感染の早期発見及び早期治療により、HIV陽性者は健常者と同等の生活を送ることができるようにになってきた(長期間社会の一員として生活を営むことができるようになってきた)反面、HIV陽性者の高齢化に伴って医療・介護のニーズが高まっている。

我が国のHIV・エイズ対策は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)」に基づき策定される「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(以下「予防指針」という。)」に基づき実施されており、世界のエイズに係る情勢・方向性や我が国のエイズ発生動向、HIV陽性者を取り巻く状況等を踏まえ、これまで4度(2006、2012、2017、2025年)改正されている。

国のHIV・エイズ対策における重点都道府県の一つとして位置づけられる本府では、予防指針が策定される以前の1996年に「大阪府エイズ対策基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定し、「正しい知識の普及・啓発活動の強化」、「相談指導・検査体制の充実」、「医療体制の整備」、「治療研究の促進」を施策の方向性と位置付けている。その方向性に基づき、HIV感染のまん延防止やHIV陽性者が安心して適切な治療を受けられるための医療体制の整備、HIV陽性者を社会全体でサポートすることにより「共生できる社会」の実現等、人権に十分配慮した総合的なHIV・エイズ対策を全庁的に推進してきたところである。

現在の基本方針は、発生の予防及びまん延の防止(早期発見・早期治療)、偏見・差別の撤廃、長期療養を見据えた医療体制の整備を目的とした「最新の正しい知識の普及啓発及び教育」、「保健所等における検査・相談体制の充実」及び「HIV陽性者の人権を尊重した良質かつ適切な医療・介護サービスの提供」を重点施策としているが、予防指針や本府におけるHIV陽性者を取り巻く状況の変化及び地域のHIV・エイズの発生動向、実情を念頭に、実効性のある取組をさらに推進する必要があるため、今回、基本方針を改定するものである。

## 目 次

### 1 大阪府のHIV・エイズを取り巻く状況

|                        |     |
|------------------------|-----|
| I. 大阪府のHIV感染者・エイズ患者の状況 | … 1 |
| II. HIV・エイズの早期発見・まん延防止 | … 2 |
| III. 医療提供体制            | … 3 |

### 2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策

|                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| <u>I. 人権の尊重及び個人情報の保護</u>          | … 4  |
| II. 府の実状に即したHIV感染の予防及びまん延防止のための施策 |      |
| 1. 正しい知識の普及啓発及び教育                 | … 5  |
| 2. 検査・相談体制の充実                     | … 6  |
| 3. 発生動向調査による府内の状況の把握並びに調査研究の推進    | … 7  |
| III. 医療を提供する体制の確保のための施策           |      |
| 1. 総合的なエイズ医療体制の確保と診療の質の向上         | … 9  |
| 2. 連携の強化による良質かつ適切な医療・福祉提供体制の充実    | … 9  |
| 3. 良質かつ適切な医療の提供のための人材の育成及び活用      | … 10 |
| IV. 施策目標の設定及び施策の評価                |      |
| 1. 基本方針の策定                        | … 11 |
| 2. 評価及び推進体制の確立                    | … 11 |
| 3. 関係機関及び関係団体との連携                 | … 11 |
| V. 大阪府におけるHIV感染症・エイズの発生状況         | … 12 |

### 3 大阪府が取り組むHIV・エイズに関する具体的な事業例

…

## 資 料

用語解説

# 1 大阪府のHIV・エイズを取り巻く状況

## I. 大阪府のHIV感染者・エイズ患者の状況

- 新規HIV感染者・エイズ患者は、近年、減少傾向でしたが、2023年以降、増加に転じており、2024年はHIV感染者が63人、エイズ患者が28人でした。また、2024年末時点における累積報告数は、HIV感染者とエイズ患者を合わせて4,172人となりました。
- 「いきなりエイズ率」(HIV感染者とエイズ患者の合計に占めるエイズ患者の割合)は、2024年に2012年以来、30%を上回りました。

図1 新規 HIV 感染者およびエイズ患者報告数の年次推移

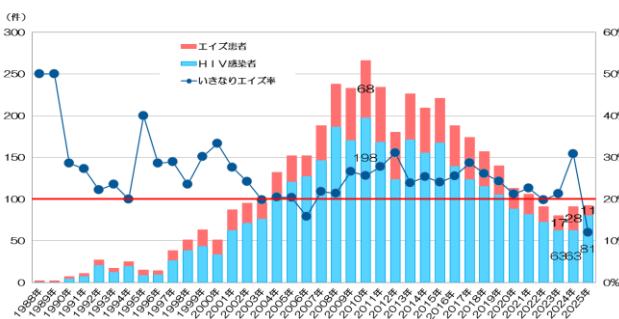
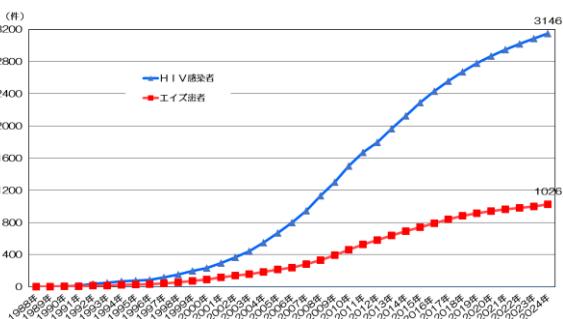


図2 累計報告数



出典 大阪府における感染症発生動向調査システム

- 2024年の感染経路別内訳は、同性間性的接触は61.5%(HIV感染者とエイズ患者の合計)でした。過去最大の報告数であった2010年と比較すると、異性間性的接触の割合が高くなっています(2010年の割合:9.4%)。
- 2024年の年代別内訳は、HIV感染者では10代から30代が78%、エイズ患者では40代以上が68%を占めました。

図3 感染経路別新規 HIV 感染者及びエイズ患者報告数(2024 年)

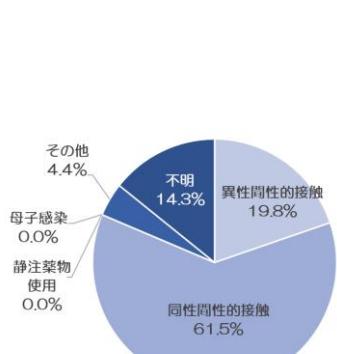
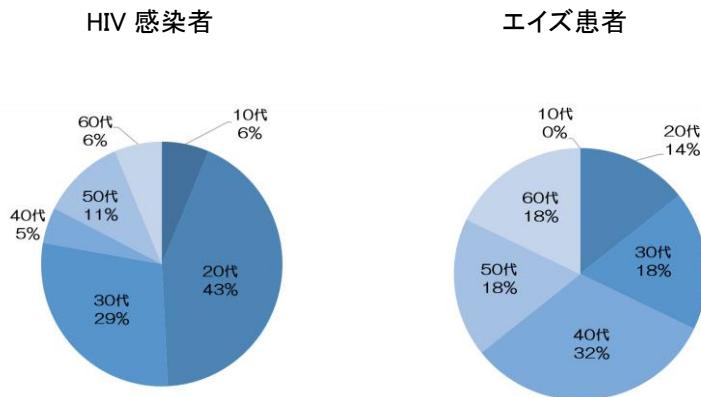


図4 年代別別新規 HIV 感染者及びエイズ患者報告数(2024 年)

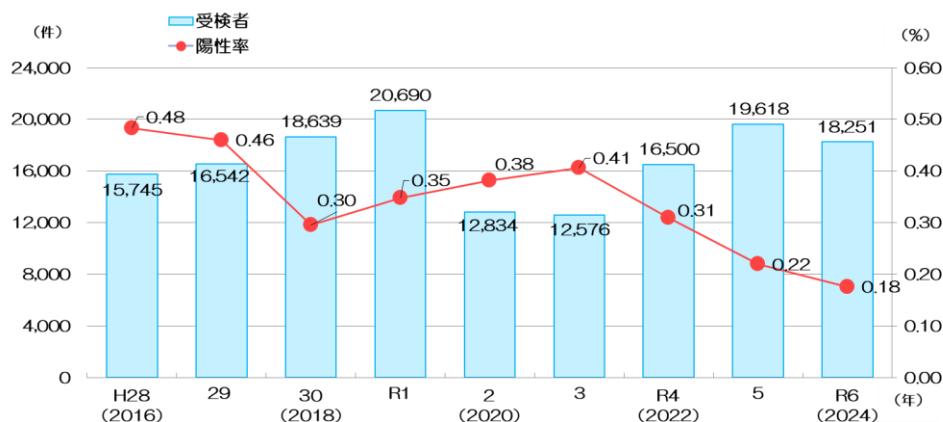


出典 感染症発生動向調査システム

## II. HIV・エイズの早期発見・まん延防止

- 府域におけるHIV検査の受検者数は、コロナ禍により、2020年・2021年は、2019年と比べ約4割減少しましたが、2022年以降、受検者数は回復傾向にあります。
- 府域におけるHIV検査の陽性率は、2018年以降、約0.3%から0.4%で推移していましたが、受検者数が回復傾向に転じた2022年以降、低下傾向にあります。

図5 府域のHIV検査受検者数の年次推移



出典 四半期報告(厚労省提出資料より)

- 大阪府では、**MSMや性風俗従事者、青少年、外国人等の個別施策層を対象に、効果的な啓発を行うとともに、各個別施策層に合わせた利便性のよい検査を実施しています。**

具体的には、以下の図のとおり3つの層に分けた検査体制としています。

### ①クリニック検査

陽性率の高いMSMに限定した検査を府内10か所の医療機関(2025年実績)で実施。

### ②choCAST(東心斎橋)

平日夜間・土日検査:就労者・学生などに配慮した利便性の高い検査

### ③府保健所検査

広く府民の相談・検査の受け皿としての検査

### ④郵送検査(2025年より11月より開始)

24時間いつでも自宅などで自己採血(穿刺器具を使用)により実施できる利便性の高い検査

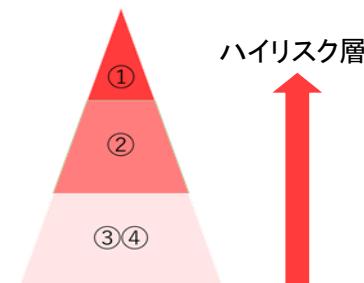


表1 HIV検査機関別の受検者数

(※1)2021.4.6～2021.5.31の間、緊急事態宣言により休止

(※2)2024年度は、見込み件数を大幅に超えることが予測され、6週間で終了(他は13週)

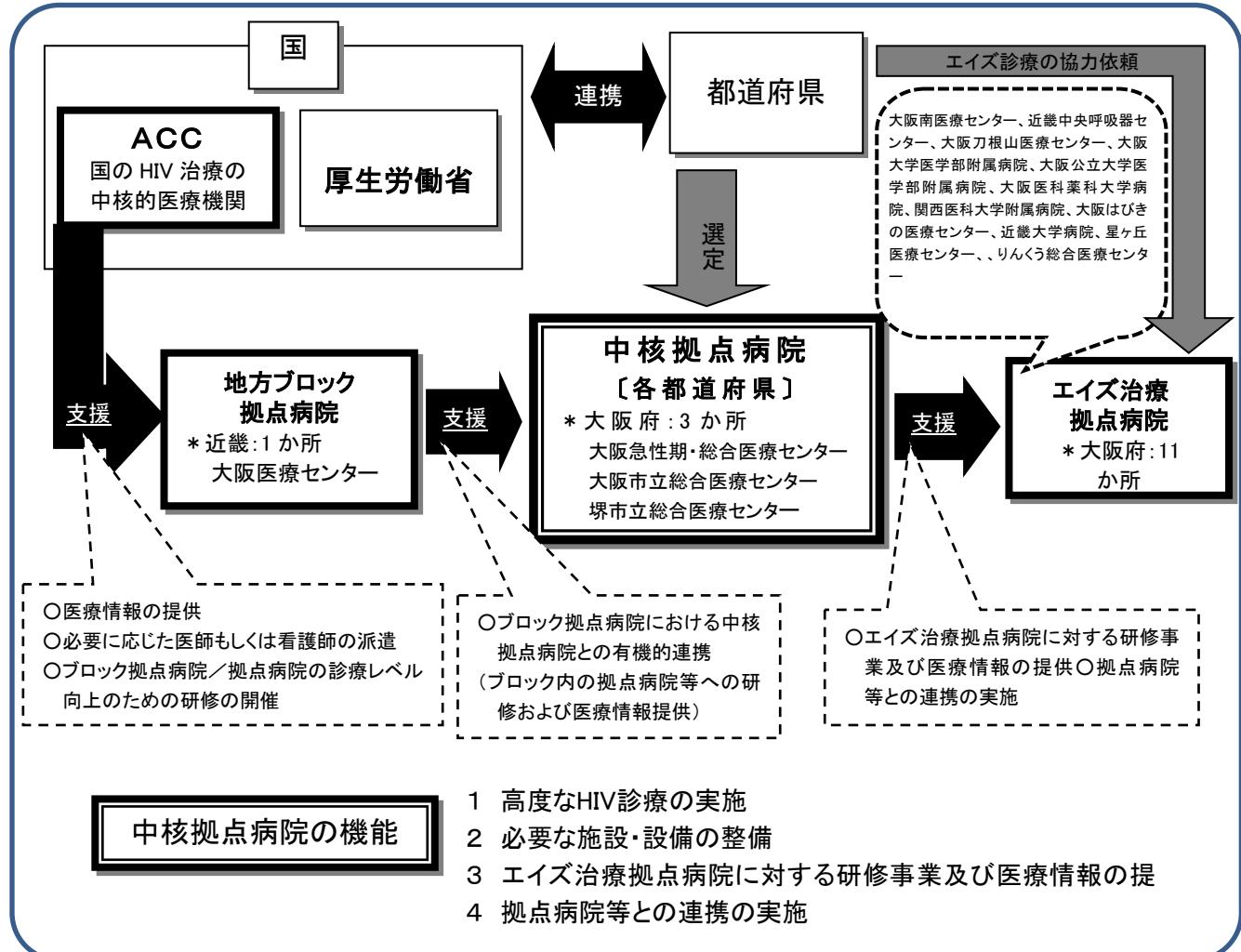
| 単位:件     | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度    | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度  |
|----------|--------|--------|-----------|--------|--------|--------|---------|
| ①クリニック検査 | 451    | 246    | 350       | 233    | 265    | 416    | 337(※2) |
| ②choCAST | 7,059  | 6,951  | 4,166(※1) | 5,031  | 6,622  | 7,235  | 6,152   |
| ③府保健所    | 2,625  | 2,532  | 1,178     | 940    | 1,432  | 1,442  | 1,308   |
| 合計       | 10,135 | 9,729  | 5,694     | 6,204  | 8,319  | 9,093  | 7,797   |

### III. 医療提供体制

○日本国内におけるHIV陽性者の医療提供体制については、国立健康危機管理研究機構 国立国際医療センター エイズ治療・研究開発センター(以下「ACC」という。)を中心とし、国内では8つのブロックごとに地方ブロック拠点病院、都道府県ごとに中核拠点病院、さらに都道府県域内に拠点病院(以下、3つの拠点病院を総称して「拠点病院」という)が設置されています。

○大阪府においても、地方ブロック拠点病院及び中核拠点病院を中心とした医療体制が構築されています。

図6 中核拠点病院を中心とした医療体制



○治療の飛躍的な進歩により、HIV・エイズは慢性疾患と位置づけられ、患者の高齢化も進み、医療へのニーズも多様化してきています。しかし、地域で一般診療や歯科診療、透析等の治療を受けられる医療機関が少ないので現状です。今後、さらに増加が予想されるこれらのニーズに対応するため、医師会・歯科医師会等の関係団体との連携のもと、府内における総合的な医療体制の整備を図る必要があります。

○HIV陽性者の歯科診療については、2025年3月末現在、170か所以上の協力歯科診療所が確保されています。HIV陽性者が地域の歯科診療所の受診を希望する場合には、拠点病院の主治医から大阪府歯科医師会へ照会し、協力歯科診療所の紹介を受けることができます。また、緊急時は、大阪府歯科医師会の休日・夜間緊急歯科診療所にて対応可能になっています。

## 2 大阪府が取り組んでいくHIV・エイズに関する施策

### I. 人権の尊重及び個人情報の保護

HIV陽性者が、医療・福祉のみならず就学や就労に際し不利益を被ることがないよう、行政機関や医療機関、介護・福祉機関、学校、就労斡旋・相談機関、企業等において、各種研修や情報提供の場を活用し、HIV陽性者の人権の尊重及び個人情報保護が徹底されることが必要である。

また、非営利組織又は非政府組織（以下、「NGO等」という。）とも連携し、医療機関や介護・福祉機関、学校、企業、地域社会等に対して行う、HIV・エイズの正しい知識や多様性への理解を深めるための教育・啓発を通じたHIV陽性者や個別施策層に対する偏見・差別の未然防止や、相談窓口等に関する情報提供のほか、HIV陽性者等が心理的支援としてカウンセリングの機会が得られるよう、保健所や医療機関の職員へ研修を行うといった取組が求められている。

また、利用者及びHIV陽性者に対して保健医療サービスを提供する際は、説明と同意に基づく検査・診療・相談・調査等を行う。

#### 大阪府が推進する具体的事業例

関係機関やNGO等関係団体、本府関係部局との協力連携により次の取組みを実施する。

- ・関係機関へ配布するリーフレットのほか、ホームページ・SNS等によるHIV・エイズに関する最新の正しい知識（治療によりウイルス量が一定基準未満に抑え続けられていれば、性行為により他人へ感染することはない（Undetectable=Untransmittable。以下「U=U」という。）の知識も含む）の提供
- ・医療・介護サービス提供者向け研修におけるHIV陽性者への理解を深める内容の反映
- ・個別施策層に対するカウンセリング技術の向上に資する保健所職員向け研修会の実施
- ・個人情報の保護に関する関係法令の遵守

### II. 府の実状に即したHIV感染の予防及びまん延防止のための施策

#### ＜基本的考え方＞

我が国及び本府におけるHIV・エイズの最大の感染経路は性的接触であり、一人ひとりの注意深い行動によりその予防が可能である。また、仮にHIVに感染したとしても、早期発見及び早期治療を適切に行うことでのエイズの発症を防止し、他人へ感染させる危険性を大幅に低減できる。それらのことを踏まえ、本府では、①最新の正しい知識の普及啓発及び教育、②保健所等における検査・相談体制の充実を基本とする予防対策を重点的かつ計画的に進めていく。

並行して、③関係機関等との連携による良質かつ適切な医療・介護体制の確保、④HIV感染との関係が深い性感染症対策、⑤関係機関やNGO等関係団体との連携による個別施策層（本府のキーポップュレーション：MSM、性風俗従事者、青少年、外国人）の実態把握及びエイズ発生動向調査に関する取組についても、保健所を中心として位置付けて強化を図る。

特に、HIV陽性者や個別施策層に対しては、医療機関及び当事者（HIV陽性者、個別施策層）支援団体を含むNGO等とも連携しながら対象者の実情に応じて、検査・相談の利用の機会に係る情報提供に努めるなど、検査を受けやすくなるための体制強化に努める。

さらに、性的接触以外の感染経路である静注薬物の使用によるものや輸血、母子感染、医療現場における事故等による偶発的な感染についても、引き続き、ACC、拠点病院、保健所等関係機関や関係部局と連携を強化し、正しい知識の普及啓発及び教育の充実、検査・相談体制の推進等の予防措置を促進する。

## 1. 正しい知識の普及啓発及び教育

(1)府民にHIV・エイズに関する正確な情報の普及啓発を行うため、ホームページやSNS広告配信・シネマ放映・デジタルサイネージの活用、テレビ・ラジオ等のメディアの活用、報道機関を通じた積極的な広報活動、関係機関・NGO等関係団体と連携した各種イベント・キャンペーンの開催等、効果的な手法を用いて、次の情報をわかりやすく周知する。これらの方法を活用して、一人ひとりの行動変容(自らの健康の問題として意識し行動を変えていくことをいう。以下同じ。)を促進させていく。

- ①科学的根拠に基づく正しい知識
- ②保健所、NGO等への委託により実施する検査の利用に係る情報
- ③医療機関を受診するうえで必要な情報
- ④コンドーム(具体的な使用方法等を含む)やPrEP(曝露前予防)を適切に使用すれば予防効果が高いことや、U=Uの考え方に関する情報
- ⑤外国語冊子・動画等による外国人の居住者や旅行者への情報提供

また、行動変容を起こしやすい環境を醸成していくために、個人のみならずそれらを取り巻く家庭・地域・学校・職場等を所管する関係機関・関係部局との連携を強化し、対象者に応じた効果的な教育資材の開発等、啓発及び教育体制の整備を図る。

さらに、知識及び経験を有する医療従事者や保健所職員等が、普及啓発に携わる者に対する教育及び学校現場での教育に積極的に協力できるよう促す。

(2)各個別施策層(特にHIV感染者の大半を占めるMSM)の社会的背景に即した具体的な情報提供を積極的に行うため、保健所や医療機関、教育機関、企業、地域のコミュニティセンター、市町村、NGO等関係団体とも連携し、対象者の年齢、行動変容の段階等の実情に応じた普及啓発用資材等を開発する。

また、受検・受療行動につながる効果的な普及啓発事業の定着を図る。特に、個別施策層の多様な当事者を取り巻く環境や当事者自身の性的指向、性に対する考え方などの特性に応じた取組や教育を、上述の関係機関や当事者相互との連携・協力により強化する。本府は、これらの連携における中心的役割を果たし、HIV・エイズに係る正しい知識の普及啓発・教育を行うにあたり、要となる担当職員等の資質の向上と幅広い養成に努める。

(3)医療従事者等に対しては、医療・福祉・介護の現場において、標準感染予防策をとることが、感染制御の観点から重要であることを伝える。加えて、本府は、拠点病院との連携の下、全ての医療機関・介護施設等においてHIV陽性者への対応が可能となるよう、医療・介護従事者等に対する教育を行う。

また、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、介護・福祉関係機関とも連携し、HIVに係る最新知見のみならず、個別施策層を含むHIV陽性者の心理やHIV陽性者を取り巻く社会的状況等の理解、人権の尊重、個人情報の保護、情報管理に関する研修会等の取組を強化していく。

## 2. 検査・相談体制の充実

様々な背景を持つ「自分自身のHIV感染に気付いていない人たち」が、早期に検査を受検し、適切な医療機関及び相談機関への紹介を受けることにより、HIV感染の予防及びまん延の防止のみならず、HIV陽性者個人の発症又は重症化を防止することができるよう、利用者の立場に立った検査・相談の機会の拡充を図る。一方、検査結果が陰性であった人に対しては、この検査・相談の場を、行動変容を促す機会と位置付け、利用者の立場に立った感染予防の重要性を啓発する取組を講じていく。

保健所等における無料・匿名による検査・相談体制の充実を図る際に、**NGO等関係団体や必要に応じて医療機関とも連携し、個人情報の保護に配慮しつつ、感染経路を同じくする他の性感染症との同時検査、受検者の利便性を考慮した「場所と夜間・休日等の時間帯に配慮した検査や迅速検査、郵送検査」を実施する。取組にあたっては、特に個別施策層に対する検査・相談を受けられる場所と時間帯等の周知を強化し、利用の機会の拡大を促進する。さらに、各種イベント等集客が多く見込まれる機会を利用することにより、検査・相談の利用に係る情報の周知にも努める。**

- (1) 受検者のうち希望する者に対しては、検査の前に相談の機会を設け、必要かつ十分な情報に基づく意思決定のうえで検査を行う。
- (2) 検査の結果が陽性であった者には、早期治療・発症予防の重要性を認識させるとともに、適切な医療機関及び相談機関への紹介により、医療機関への受診に確実につなげ、早期治療・発症予防の機会を提供する。また、陽性者の支援のための相談等にも積極的に対応する。
- (3) 検査の結果が陰性であった者には、感染予防の重要性を啓発する機会として積極的に対応し、行動変容を促すとともに、必要に応じて再度の受検や継続的な検査後の相談にも対応する。
- (4) 保健所等におけるHIV検査の際には、他の性感染症検査の受検も勧奨する。
- (5) 特に個別施策層に対しては、その人権や社会的背景に最大限配慮しつつ、NGO等と連携した取組を実施し、対象者の実情に応じて、利用の機会の拡大を引き続き促進する。相談においては、専門の研修を受けた者のみならず、ピア・カウンセリング(HIV陽性者や個別施策層の当事者による相互相談をいう。以下同じ。)を活用するなど、心理的・社会的背景にも十分に配慮した体制を確保する。
- (6) HIV感染の予防や医療の提供に関する保健医療相談の需要の多様化に対応するため、その地域のHIV陽性者やNGO等とも連携し、夜間・休日相談や外国人相談窓口を含めた相談窓口の維持強化に努める。また、性感染症や妊娠時等における様々な相談窓口との連携や、メンタルヘルスケアを重視した相談等も含む保健医療相談の質的向上を図る。

### 3. 発生動向調査等による府内の状況把握並びに調査研究の推進

(1) 大阪府は、HIV陽性者の人権及び個人情報の保護に配慮したうえで、府内のHIV・エイズの発生動向を正確に把握するための体制を整備する。保健所を中心として医療機関との連携を強化し、法に基づくエイズ発生動向調査並びにHIV陽性者への説明と同意のうえで行われる「病状に変化を生じた事項に関する報告(任意報告)」によるHIV・エイズに係る実態の把握・分析に努める。

また、本府における施策の方向性の検討に際し、府内のHIV・エイズを取り巻く状況を踏まえた各種研究の成果を確認する。これらの分析結果は、特に府域におけるエイズに係る正しい知識の普及啓発等の施策の推進のため積極的に活用する。

加えて、国に協力する国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所、厚生労働科学研究費補助金エイズ対策政策研究事業に関する研究者や研究班(以下「研究班」という。)及びNGO等との連携により、必要に応じてHIV陽性者や個別施策層(本府のキーポピュレーション:MSM、性風俗従事者、青少年、外国人)に係る疫学調査・研究等の関連情報を収集し、エイズ発生動向調査を補完する。

(2) 大阪府は、エイズ発生動向調査等の結果やその分析に関する情報を、多様な媒体を通じて、府民に対し広く公開・提供を行う。

(3) 国際連合エイズ合同計画(UNAIDS)では、第一に感染者等が検査を受け感染していることを自覚し、第二に定期的に治療を受け、第三に他者に感染しない状態にまでウイルス量を低下させるという一連のプロセスをケアカスケードと称しており、2030年までのHIV流行終息に向け、いずれも95%以上の達成を目指している。

国は、UNAIDSの国際的な目標を受けて2025年に改正した予防指針において、将来的な達成を目指すことを明記しており、国内におけるケアカスケードに関する数値を適切に把握するために、疫学調査・研究などを継続的に実施することとしている。本府は、その関連情報を収集することで施策に活かしていく。

## 大阪府が推進する具体的事業例

### 【1.正しい知識の普及啓発及び教育】

- ・保健所等における性感染症検査同時受検の勧奨
- ・街頭キャンペーンによる啓発活動
- ・エイズ予防週間実行委員会によるイベント活動
- ・保健所等における研修会の実施（医療機関、介護・福祉機関、教育機関、地域、企業、公共団体等）
- ・保健所等による学校等教育機関へのエイズ教育支援（イベント活動を含む）
- ・養護教諭を含む学校教育機関との連携による学校現場で活用可能な教育媒体の開発
- ・地域や企業、公共団体等に対する啓発活動（感染予防教育用の教育媒体の開発を含む）
- ・ホームページ、SNS広告配信、デジタルサイネージ等のメディアを活用した啓発活動
- ・啓発用冊子等の作製・配布
- ・各種ランドマークを活用した啓発活動（レットリボンの赤色でのライトアップ）
- ・献血センターと連携した啓発活動
- ・NGO等の連携による普及啓発プログラムの情報提供
- ・学校向け性感染症予防学習会の開催
- ・NGO等との連携によるMSM向けSTI学習会の開催
- ・介護サービス事業者向け研修会の開催
- ・関係機関・団体との連携による医療従事者向け研修会の開催及び啓発資材の配付
- ・外国人向け啓発資材の作製・配布
- ・コミュニティセンター（NGO等）との連携によるMSM向けの啓発活動

### 【2.検査・相談体制の充実】

#### <検査事業>

- ・保健所における性感染症検査の同時実施
- ・関係機関との連携によるイベント検査の実施
- ・NGO等の連携による土日・夜間検査の実施
- ・4か所の保健所におけるHIV即日検査の実施
- ・MSM向けクリニック検査キャンペーンの実施
- ・4か所の保健所における「針刺し事故等血液曝露事故時」のHIV感染予防体制の充実
- ・HIV・梅毒郵送検査・相談事業の実施
- ・保健所や検査施設で活用する外国人対応資材の作製

#### <相談事業>

- ・保健所におけるエイズ相談
- ・NGO等との連携による外国人電話・LINE相談
- ・NGO等との連携によるHIV陽性者向けメール相談
- ・NGO等によるエイズ相談電話の情報提供

### 【3.発生動向調査等による府内の状況把握並びに調査研究の推進】

- ・感染症発生動向調査委員会による分析・評価
- ・研究班及びNGO等との連携による調査研究（アンケート含む）
- ・ホームページを活用してのエイズ発生動向の情報公開及び提供
- ・保健所、他の関係機関向け研修会における発生動向の情報提供
- ・「大阪府におけるエイズ発生動向」年報の作成及び配布・ホームページでの公表

### III. 医療を提供する体制の確保のための施策

#### 1. 総合的なエイズ医療体制の確保と診療の質の向上

大阪府は、府内のHIV陽性者に対する医療施策を充実させるとともに、国との連携による拠点病院間の緊密な連携と機能の強化・分担を推進し、総合的なエイズ医療体制の確保と診療の質の向上及び標準化を図る。

また、一般の医療機関においても、診療機能に応じたHIV陽性者主体の良質かつ適切な医療が居住地で安心して受けられるよう、大阪府医師会・大阪府歯科医師会等の関係団体や当事者(HIV陽性者、個別施策層)支援団体の協力のもと、各種拠点病院と地域の診療所等の機能分担による診療連携の充実を図る。

さらに、拠点病院を中心とする包括的な診療体制を構築するため、専門的医療と保健医療サービス及び介護・福祉サービスとの連携強化を図る。加えて、HIV陽性者数や医療資源の状況に応じ、地域の医療機関における一般診療の中でのHIV感染症の診療の提供について確保する。また、HIV陽性者の精神的・心理的な側面も配慮した受診しやすい環境づくりを進め、適切な療養指導を含む医療体制の確保にも努める。

#### 2. 連携の強化による良質かつ適切な医療・福祉提供体制の充実

大阪府は、各種拠点病院の役割を明確にしつつ、必要に応じて当事者(HIV陽性者、個別施策層)を含む関連団体とも連携しながら、次の項目の構築・推進・充実等に取組む。

- (1) 拠点病院間の緊密な連携
- (2) 拠点病院・地域の診療所等の相互の研修・医療情報の提供等による診療の質の向上
- (3) 早期治療の有用性の啓発及び推進
- (4) 各種拠点病院における医療従事者への啓発
- (5) 各種拠点病院間及び各種拠点病院と地域の医療機関との診療連携の推進及び充実
- (6) 各種拠点病院における担当診療科を中心とした医療提供体制の維持
- (7) 中核拠点病院等が設置する連絡会議に係る連絡調整
- (8) 中核拠点病院における、エイズ診療に十分経験のある医師の確保
- (9) 各種拠点病院、大阪府歯科医師会及び地域の歯科診療所との連携構築による、HIV陽性者への遅滞なき歯科診療の供
- (10) 結核、悪性腫瘍、慢性腎障がい、肝炎・肝硬変、精神疾患(薬物依存を含む)等の併発症を有するHIV陽性者への治療(透析治療含む)及び抗HIV薬の投与に伴う有害事象等への対応において、各種拠点病院のエイズ診療担当科と合併症・併発症に係る専門の診療科及び他の医療機関との連携強化
- (11) HIV陽性者が主体的に療養環境を選択し得る長期療養・在宅療養体制を整備するため、各種拠点病院と地域医師会・歯科医師会との連携の推進、各種拠点病院と地域の病院及び介護・福祉サービス事業所との連携体制の構築
- (12) HIV陽性者の理解と同意が得られる医療提供に係る十分な説明(U=Uを含むHIV・エイズに係る最新の正しい知識や適切な服薬等の説明)や、治療に伴う心理的負担を有するHIV陽性者に対する、診断早期からの精神医学的介入による治療の提供
- (13) 一般医療機関での合併症・併発症の診療及びHIV診療を促進するため、地域の医療機関・受診するHIV陽性者が、必要に応じて各種拠点病院の専門医等に対して相談できる連携体制の構築

- (14)個別施策層、特に外国人に対する保健医療サービスの提供にあたっては、職業・国籍・感染経路等によって保健医療サービスや情報の提供に支障が生じることのないよう、医療従事者等に対する研修を実施するとともに、NGO等との協力による医療通訳者等の確保による多言語での対応の充実を図る
- (15)HIV陽性者及びその家族やパートナーの日常生活を支援するという観点からの、地域のNGO等との連携体制の充実、社会資源の活用等についての情報の周知、専門知識に基づく医療社会福祉相談(医療ソーシャルワーク)やピア・カウンセリング等の研修の機会の拡大、各種拠点病院や地域のNGO等と連携した生活相談支援のプログラムの推進
- (16)地域の特性に考慮しながら医療・介護・福祉等の関連施策と有機的に連携したうえで、府民に身近な保健・介護・福祉サービスを一体的に提供するための体制整備を担う市町村が、その役割を十分に果たせるように、保健所を中心として積極的に関与し、エイズを取り巻く地域の保健・介護・福祉施策を推進

### 3. 良質かつ適切な医療の提供のための人材の育成及び活用

大阪府は、良質かつ適切な医療の提供のため、HIV・エイズに関する専門的な教育・研修を実施することにより、個別施策層のみならず多様な人間の性について理解し対応できる人材、また、治療に伴う心理的負担を有するHIV陽性者に対する精神的サポートを担える人材の育成を図る。

加えて、教育・研修を受けた人材の効率的な活用及び人材の育成・確保による治療水準の向上に努める。

#### 大阪府が推進する具体的事業例

##### 【1.総合的なエイズ医療体制の確保と診療の質の向上】

- ・拠点病院間のエイズ専門医の派遣調整
- ・保健所による地域でHIV陽性者への診療が可能な医科及び歯科診療所等の拡充
- ・拠点病院と一般医療機関との連携の推進
- ・中核拠点病院等連絡協議会の開催補助
- ・一般医療機関等における針刺し等血液曝露事故時のHIV感染防止体制の整備
- ・NGO等の連携による外国人診療受入れ医療機関の拡充
- ・医療機関・保健所等へのカウンセラー派遣
- ・ホームページ等による、必要に応じての医療機関向け情報提供
- ・HIV陽性者に係る歯科診療連携体制の構築

##### 【2.連携の強化による良質かつ適切な医療・福祉提供体制の充実】

- ・保健所等による在宅療養の支援
- ・保健所によるNGO等が実施する日常生活支援等サービスの情報提供等
- ・情報提供用冊子等(NGO等作製の冊子等も含む)の作製・配布
- ・介護サービス事業者への啓発及び介護・福祉関連機関及び介護・福祉関連部局との連携の推進

##### 【3.良質かつ適切な医療の提供のための人材の育成及び活用】

- ・医療機関・関係団体及び医療従事者(合併症・併発症担当科や精神的サポート担当科の従事者を含む)等への各種研修会開催に係る情報提供・保健所等職員向け研修(国のエイズ対策研修、エイズカウンセリング研修等)

## IV. 施策の目標設定・評価及び関係機関との連携

### 1. 基本方針の策定

大阪府感染症予防計画を補完するものとして基本方針を策定し、同方針に則り施策目標等を設定することで本府の総合的なHIV・エイズ対策を講じていく。

また、基本方針は、「最新の正しい知識の普及啓発及び教育」、「保健所等における検査・相談体制の充実」及び「人権を尊重した良質かつ適切な医療・介護サービスの提供」を重点に、国が定める「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を踏まえ、5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときはこれを見直すこととする。

なお、本方針に基づき設定された具体的な各施策目標及び実施状況等については、2で述べる「大阪府感染症対策審議会 エイズ対策及び医療連携推進部会」等における意見等を踏まえ、本府保健所及び大阪健康安全基盤研究所で構成する「HIV及び性感染症対策推進会議」等にて報告・評価・検討・調整を重ねる。また、国や各研究班、**当事者(HIV陽性者、個別施策層)**、医療関係者、NGO等の関係者とも随時意見を交換しながら、必要に応じて取組みの改善を行うものとする。

### 2. 評価及び推進体制の確立

#### (1)「大阪府感染症対策審議会 エイズ対策及び医療連携推進部会」の設置

大阪府のHIVエイズ対策の推進に関し、専門的な立場から幅広い意見を提言するための機関として、「大阪府感染症対策審議会」の下に、学識者、医療関係者、教育関係者、医師会で構成する「エイズ対策及び医療連携推進部会」を設置し、基本方針に基づき実施する事業の進捗状況や施策目標等の評価に加え、取組むべき課題の方向性について検討を行う。

#### (2)「大阪府感染症対策審議会 エイズ対策及び医療連携推進部会 エイズ医療委員会」の設置

(1)の部会の下に、拠点病院、医師会や病院協会等の医療関係団体及び行政機関で構成する「エイズ医療委員会」を設置し、基本方針に基づき実施する事業や施策目標のうち、医療・診療連携やHIV陽性者の診療受入れをはじめとする医療提供体制や、HIV・エイズに関する医療従事者への啓発などについて協議・検討を行う。

### 3. 関係機関及び関係団体との連携

大阪府は、総合的なHIV・エイズ対策を実施するため、国、都道府県、府内市町村、医師会、歯科医師会、HIV・エイズの感染予防及びまん延防止に係る府内関係部局や関係機関、各研究班、NGO等と必要に応じて協力連携を図る。

そして、関係機関・団体と連携した総合的なHIV・エイズ対策を実施するべく、各施策が有効かつ継続的で質の高いものとなるように取り組む。

#### 大阪府が推進する具体的な事例

- ・大阪府エイズ対策基本方針の策定及び改定
- ・大阪府感染症対策審議会 エイズ対策及び医療連携推進部会の設置・運営及び施策目標の設定・評価
- ・エイズ医療委員会の設置・運営及び施策目標の設定・評価
- ・HIV 及び性感染症対策推進会議の設置・運営及び施策目標の設定・評価
- ・関係機関及び NGO 等関係団体との連携による事業展開及び広報活動

## 大阪府エイズ対策基本方針の改定 今後のスケジュール

本日

1月 21 日

第1回大阪府感染症対策審議会

エイズ対策及び医療連携推進部会

⇒ 基本方針改定案全体に対する意見聴取

● 1月 30 日

第1回大阪府感染症対策審議会

エイズ対策及び医療連携推進部会 エイズ医療委員会

⇒ 基本方針改定案のうち医療提供体制に係る部分

について意見聴取 ⇒ **パブリックコメント案確定**

● 2月 10 日～3月 11 日（予定） パブリックコメント実施

● 2月 25 日

第3回大阪府感染症対策審議会

⇒ パブコメ案に対する意見聴取

● 3月中旬（予定） 第2回大阪府感染症対策審議会

エイズ対策及び医療連携推進部会

⇒ パブコメ等を踏まえた改定案提示 ⇒ **改定案確定**

● 上記後

第4回大阪府感染症対策審議会

⇒ 改定案の承認

● 4月 1 日（予定） 大阪府エイズ対策基本方針（第四版）施行